

令和5年8月2日

青森市政記者会 様

青森地域広域事務組合事務局長

懲戒処分について

本組合職員を地方公務員法第29条第1項の規定により懲戒処分としたので、別添のとおりお知らせいたします。

【問合せ先】

青森地域広域事務組合事務局総務課

担当：課長 太田、主幹 横内

電話：017-735-5016

速度超過事案について

(1) 事案の概要

令和5年5月15日(月)、午前8時20分頃、通勤で自宅から勤務先に向かうため、私用車を運転し県道247号を走行中、青森市戸門字見通27番1付近において、制限速度時速40kmのところを時速81kmで走行し、スピード違反取締中の警察車両に停止を命じられ、時速41kmの速度超過で検挙されたものである。

(2) 被処分者

青森地域広域事務組合事務局総務課主査 (50歳代 男性)

(3) 処分量定

減給10分の1 1月

【量定判断要素】

- ・時速30km以上超過する重大な義務違反であること。

(4) 処分日

令和5年8月2日